

■その他設置対象物

1. 電気設備技術基準第41条4項に該当する機械器具に電気を供給する設備（非常用照明装置、非常用昇降機、誘導燈、鉄道用信号装置その他、停止が公共の安全確保に支障を生じるおそれのある機械器具）。
2. 医療用電気機械による電気事故防止には、作動電流50mA以下の漏電火災警報器を取付けることを厚生省及び東京消防庁等により推奨されています。

■工事上のご注意

- (1) 操作電源は専用回路とし、15 A以下の配線用遮断器を設置して下さい。この開閉器には見やすいところに「漏電火災警報器用」と表示して下さい。
- (2) 配線は端子銘板に従って下さい。特に電源の配線100 Vと200 Vの区別にご注意下さい。受信機の変流器端子には絶対に電源を接続しないで下さい。（受信機破損につながります）
- (3) 変流器と受信機の接続は電磁誘導の影響を受けないようにして下さい。例えば大電流の電力線と並行配線等誤警報のもとになりますのでご注意ください。

■設置場所

- (1) 受信機は点検容易なところに、外付ブザーは常時人のいる場所（警報のきこえる範囲）に取付けて下さい。
- (2) 粉じんの多い場所、腐食性ガスのある場所、湿気の多い場所、水等のかかる場所、温度変化の大きい場所、直接日光の当たる場所、振動の大きい場所等への取付けはさけて下さい。
- (3) 変流器は原則として、建築物に電気を供給する屋外の電路、又は変圧器の第2種接地線へ取付けて下さい。屋外に取付ける場合は屋外用変流器をご使用下さい。